

イエローカードの撲滅を目指して!

その6 「家電リサイクル法対象家電品」

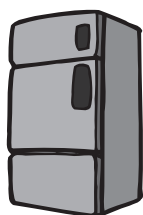
家電リサイクル法対象家電品は、「家電リサイクル法」（特定家庭用機器再商品化法）に基づき、排出者（使用者）が費用負担をしたうえで、メーカーがリサイクルします。

町では、収集できませんので、ごみステーションには出さないでください!!

家電リサイクル法対象家電品とは？



エアコン



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機



テレビ(ブラウン管式)

処理方法は？

小売店へ依頼する場合

小売店へリサイクル料金を支払い、家電品を引き渡します。なお、小売店によっては、収集運搬費の支払いや、郵便局でリサイクル料金の振込み手続きが必要な場合があります。

メーカー指定引取場所へ自分で持ち込む場合

- ①メーカー名（製造業者名）を確認する。
- ②郵便局でリサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を受け取る。
※振込手数料が必要です。
（振込金額1万円までは70円、1万円超～10万円までは120円）
- ③家電リサイクル券を家電品の右側上部に貼る。
- ④家電品をメーカー指定引取り場所へ持ち込み、引き渡す。
- ⑤家電リサイクル券（控）を受け取る。

町の許可業者へ依頼する場合

許可業者へ依頼すると、自宅等に引き取りに来ますが、リサイクル料金に加え、収集運搬費を支払う必要があります。なお、収集運搬費は、許可業者へお問い合わせください。

〈許可業者〉(有)内田商会 ☎388-1006 笠松町大池町9-1
高島衛生工業(有) ☎248-0089 岐南町平成6-110